



埼玉県報

第121号
令和2年(2020年)
7月7日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（人事課）
- 埼玉県税条例等の一部を改正する条例のあらまし（税務課）
- 埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例のあらまし（青少年課）
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし（畜産安全課）
- 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行規程を廃止する条例のあらまし（市街地整備課）
- 埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例のあらまし（県立学校人事課）
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（保健体育課）

条例

- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 埼玉県税条例等の一部を改正する条例（税務課）
- 埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（青少年課）
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（畜産安全課）
- 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行規程を廃止する条例（市街地整備課）
- 埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例（県立学校人事課）
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（保健体育課）

規則

- 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業清算金の徴収及び交付に関する事務の取扱いに関する規則を廃止する規則（市街地整備課）
- 東日本大震災及び東日本大震災以外の原子力災害に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）

管理規程

- 埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県病院局職員給与規程等の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

告示

- 埼玉県中小企業・個人事業主支援金支給業務委託に関する契約の相手方等の公示（産業労働政策課）
- 西吉見南部土地改良区の定款変更（農村整備課）
- 矢来用水堰土地改良区の定款変更（農村整備課）
- 唐子南部土地改良区の定款変更（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地処分規程を廃止する告示（市街地整備課）
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更（建築安全課）
- 別所沼倉庫ほか258施設で使用する電気（低圧電力）に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道ふじみ野朝霞線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

正誤

- 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第5号中訂正（熊谷建築安全センター）

本号で公布された条例のあらまし

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十三号）

（人事課）

一 趣旨

令和二年五月十二日付けの埼玉県人事委員会の職員の特殊勤務手当についての意見に基づき、職員の特殊勤務手当の特例を措置するための改正

二 内容

新型コロナウイルス感染症に対処するために緊急に行われた措置に係る業務について、防疫業務手当の特例を措置

三 施行期日等

公布の日から施行し、令和二年一月二十八日から適用

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十四号）（税務課）

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、自動車税の環境性能割の税率の特例措置を延長する等を行う。

二 内容

(一) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う改正

ア 個人県民税

(ア) 一定のイベント等を中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄した場合は、寄附金税額控除の対象とする。

(イ) 一定の要件を満たす場合に、住宅借入金等特別税額控除の特例措置の適用期限を令和十六年度まで延長する。

イ 不動産取得税

一定の要件を満たす場合に、耐震基準不適合既存住宅の取得後に耐震改修をした住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件を弾力化する。

ウ 自動車税環境性能割

自家用の乗用車を取得した場合に環境性能割の税率を一分軽減する特例措置の適用期限を令和三年三月三十一日まで延長する。

(二) 令和二年度税制改正に伴う改正

ア 個人県民税

個人県民税の所得控除及び非課税措置の対象に、未婚のひとり親を加える。

イ 法人県民税

法人県民税の納税義務者である公益法人等に、敷地分割組合を加える。

ウ 県たばこ税

軽量な葉巻たばこ（一g未満）の課税方式を、本数課税に改める。

エ その他

地方税法等の改正に伴い、規定の整備を行う。

三 施行期日

二(一)イ及びウ並びに二(二)エのうち個人県民税に係る部分については、公布の日

二(二)ウについては、令和二年十月一日、令和三年十月一日

二(一)ア及び(二)アについては、令和三年一月一日

二(二)エのうち法人県民税及び法人事業税に係る部分については、令和四年四月

一日

二(ロ)イについては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十五号）（青少年課）

一 趣旨

場所の提供及び周旋の禁止に関する規定の整備をするための改正

二 内容

第二十条第八号中「前条」を「第十九条の二」に改める。

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十六号）（畜産安全課）

一 趣旨

家畜伝染病予防法の一部改正に伴う規定の整備

二 内容

(一) 現行 「ブルセラ病」

改正後 「ブルセラ症」

(二) 現行 「結核病」

改正後 「結核」

(三) 現行 「ピロプラズマ病」

改正後 「ピロプラズマ症」

(四) 現行 「家きんサルモネラ感染症」

改正後 「家きんサルモネラ症」

(五) 現行 「ピロプラズマ病」

改正後 「ピロプラズマ症」

(六) 現行 「ニューカッスル病」

改正後 「ニューカッスル病」

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行規程を廃止する条例（埼玉県条例第三十七号）（市街地整備課）

一 趣旨

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業が完了したため、この事業の施行規程を廃止するもの

二 内容

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業は、昭和六十一年度から県施行により事業を開始したものである。

令和二年一月に清算金が完納されたことにより、すべての事業が終了したため、施行規程を廃止する。

三 施行期日

公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十八号）（県立学校
人事課）

一 趣旨

新たに県立特別支援学校一校を設置するとともに、県立高等学校一校の位置の
表示を変更するための改正

二 内容

- (一) 埼玉県立戸田かけはし高等特別支援学校の設置
- (二) 埼玉県立戸田翔陽高等学校の位置の表示の変更

三 施行期日

令和三年四月一日

ただし、二(二)の改正規定は、公布の日から施行する

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十九号）（保健体育課）

一 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額の改定等をするための改正

二 内容

補償基礎額、介護補償の額の改定及びその他規定の整備

三 施行期日

公布の日

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十三号

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三項中「経過措置」を「事項」に改め、同項を附則第三十四項とし、附則第三十二項の次に次の一項を加える。

（防疫業務手当の特例）

33 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項において同じ。）に対処するため、緊急に行われた措置に係る業務であつて、心身に著しい負担を与えるものとして委員会規則で定める業務に従事したときは、防疫業務手当を支給するものとし、その額は、業務に従事した日一日につき三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして委員会規則で定める業務に従事した場合にあつては、四千元）とする。この場合において、第十四条の規定は適用しない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特務勤務手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）附則第三十三項の規定は、令和二年一月二十八日から適用する。

2 改正後の条例を適用する場合には、改正前の職員の特務勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

条 例

埼玉県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十四号

埼玉県税条例等の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第二十一条の二第二項中「第二十三条第一項第四号の五イの項」を「第二十三条第一項第四号の二イの項」に、「から第五項までの規定」を「及び第四項」に改める。

第二十一条の三第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第二十三条中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第三十条の三第二項中「、同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改め、同条第五項を削る。

第三十条の四中「第四項、第十九項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十一項、第三十四項又は第三十五項」に改める。

第三十一条第二項中「その事業年度開始の日から六月の期間の末日」を「同項に規定する六月経過日の前日」に改める。

第三十一条の三第一項中「又は個別帰属益金額及び個別帰属損金額」を削る。

第三十一条の六第一項第三号イ中「当該連結親法人」を「当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人」に、「各連結事業年度」を「各事業年度」に改め、同号ロ中「当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算」を「当該各事業年度の決算」に、「当該連結法人」を「当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人」に、「当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額」を「法人税法第二編第一章第一節第十一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額又は欠損金額及び法人税の額」に改める。

第三十三条の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

附則第二十二條の三第二項中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則に次の一條を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

第二十七條 第三十二條の八第四項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第三十二條の十一の二第一項に規定する耐震改修に係る契約を施行令で定める日まで締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき施行規則で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき(当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)は、同項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十二條の九第一項及び第三十二條の十一の二第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-------------------|----------------------|---|
| 第三十二條の九 第一項 | 一年六月 以内、同 項第二号 | 当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修(第三十二條の十一の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。)の日後六月以内の日まで、前条第四項第二号 |
| 第三十二條の十 一の二第二項 | 六月以内 から六月 以内 | 当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで 同項の耐震改修の日後六月以内の日まで |

第二條 埼玉県税条例の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第二項ただし書中「〇・七グラム」を「一グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

附則第二十七条を附則第二十九条とし、附則第二十六条の次に次の二条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第二十七条 法附則第六十条第一項の条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第二十八条 法附則第六十一条第一項に規定する場合における附則第六条の二第二項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

（埼玉県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 埼玉県税条例の一部を改正する条例（令和元年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、埼玉県税条例第二十一条の三第一項第二号の改正規定を削る。

附則第一項第二号を次のように改める。

二 削除

附則第一項第三号中「附則第十項」を「附則第九項」に改め、同項第五号中「附則第五項」を「附則第四項」に改め、附則第三項を削り、附則第四項中「附則第六項及び第七項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同項を附則第三項とし、附則第五項を附則第四項とし、附則第六項から附則第十項までを一項ずつ繰り上げる。

（法人の県民税の特例に関する条例の一部改正）

第四条 法人の県民税の特例に関する条例（昭和五十年埼玉県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる額を控除した」を「第一号、第二号、第四号若しくは第六号から第十号までに掲げる額を控除し、又は第三号若しくは第五号に掲げる額を加算した」に改め、同項第一号中「第五十三条第五項」を「第五十三条第三項」に、「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に改め、同項第六号中「第五十三条第十五項」を「第五十三条第二十六項」に、「控除対象個別帰属還付税

額」を「控除対象還付対象欠損調整額」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号中「第五十三条第十二項第三号」を「第五十三条第二十三項第三号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第四号中「第五十三条第十二項第二号」を「第五十三条第二十三項第二号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号中「第五十三条第十二項第一号」を「第五十三条第二十三項第一号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号中「第五十三条第九項」を「第五十三条第十三項」に、「控除対象個別帰属税額」を「控除対象通算対象所得調整額」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 法第五十三条第十七項に定める加算対象被配賦欠損調整額

六 法第五十三条第十九項に定める控除対象配賦欠損調整額

第三条第二項第一号の次に次の二号を加える。

二 法第五十三条第八項に定める控除対象合併等前欠損調整額

三 法第五十三条第十一項に定める加算対象通算対象欠損調整額

第三条第三項を削り、同条第四項第二号中「又は同条第三項の規定によつて納付する法人」を削り、「これらの法人の同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月」を「当該法人の同項」に改め、同項第三号を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同項を同条第七項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中埼玉県税条例附則第二十二条の三第二項の改正規定及び同条例附則に一条を加える改正規定並びに第三条の規定 公布の日

二 第一条中埼玉県税条例第三十三条の三第二項にただし書を加える改正規定及び附則第八項の規定 令和二年十月一日

三 第一条中埼玉県税条例第二十一条の三第一項第二号及び第二十三条の改正規定並びに第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次項の規定 令和三年一月一日

四 第二条中埼玉県税条例第三十三条の三第二項ただし書の改正規定及び附則第九項の規定 令和三年十月一日

五 第一条（第一号から第三号まで及び次号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条並びに附則第三項から第七項までの規定 令和四年四月一日

六 第一条中埼玉県税条例第二十一条第五項の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行の日
（個人の県民税に関する経過措置）

2 前項第三号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例第二十一条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十三条の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の県民税に関する経過措置）

3 附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例（附則第五項及び第七項において「四年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分及び改正後の法人の県民税の特例に関する条例の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「五号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この項及び附則第七項において「所得税法等改正法」という。）第三条の規定（所得税法等改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が五号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

4 五号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び五号施行日前に開始した連結事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この項及び附則第七項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、附則第一項第五号に掲げる規定による改正前の埼玉県税条例（附則第六項及び第七項において「四年旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分及び改正前の法人の県民税の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

（法人の事業税に関する経過措置）

5 四年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、五号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

6 五号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、四年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

7 所得税法等改正法附則第二十九条第一項の規定により所得税法等改正法第三条の規定による改正後の法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた内国法人が五号施行日の属する連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）において四年旧条例第三十一条の六第一項第三号の規定の適用を受けていた場合には、当該内国法人は、当該連結事業年度終了の日の翌日において四年新条例第三十一条の六第一項第三号の提出期限の延長がされたものとみなす。

（県たばこ税に関する経過措置）

8 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

9 附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

条 例

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三十五号

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第八号中「前条」を「第十九条の二」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十六号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表農林部の項第三十一号中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に、「結核病」を「結核」に、「ピロプラズマ病」を「ピロプラズマ症」に、「家きんサルモネラ感染症」を「家きんサルモネラ症」に改め、同項第三十三号中「ピロプラズマ病」を「ピロプラズマ症」に、「ニューカッスル病」を「ニューカッスル病」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行規程を廃止する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三十七号

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行規程を廃止する条例

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行規程（昭和六十二年埼玉県条例第十六号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十八号

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例

埼玉県学校設置条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二号の表埼玉県立戸田翔陽高等学校の項中「大字新曾字稻荷千九十三番地」を「大字新曾字稻荷千九十三番地一」に改める。

第三号の表中「埼玉県立けやき特別支援学校

さいたま市中央区新都心

一 番地二」を「埼玉県立けやき特別支援学校

さいたま市中央区新都心

埼玉県立戸田かけはし高等特別支援学校

戸田市大字新曾字稻荷千九

番地二

に改める。

十三番地一」

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二号の表埼玉県立戸田翔陽高等学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十九号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「における」を「（附則第一条の三第五項及び第六項において「事故発生日等」という。）における」に改める。

第七条の二第二項第一号中「十六万五千五百円」を「十六万六千九百五十円」に改め、同項第二号中「七万七千九百円」を「七万二千九百九十円」に改め、同項第三号中「八万二千五百八十円」を「八万三千四百八十円」に改め、同項第四号中「三万五千四百円」を「三万六千五百円」に改める。

附則第一条の三第五項及び第六項中「百分の五」を「事故発生日等における法定利率」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「六、一九八円」を「六、二四五円」に、「七、九五五円」を「八、〇〇三元」に、「九、五八〇円」を「九、六〇八円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、二二五円」を「五、二六三元」に、「六、二〇三元」を「六、二四〇円」に、「六、八八〇円」を「六、九〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二条第二項並びに附則第一条の三第五項及び第六項の規定は、令和二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた障害補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた障害補償年金については、なお従前の例による。

3 改正後の第七条の二第二項の規定は、令和二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

4 改正後の別表の規定は、平成三十一年四月一日以後に支給すべき事由が生じた

公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

規 則

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業清算金の徴収及び交付に関する事務の取扱いに関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十二号

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業清算金の徴収及び交付に関する事務の取扱いに関する規則を廃止する規則

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業清算金の徴収及び交付に関する事務の取扱いに関する規則（平成二十二年埼玉県規則第八十六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

東日本大震災及び東日本大震災以外の原子力災害に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月七日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇三四

東日本大震災及び東日本大震災以外の原子力災害に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災及び東日本大震災以外の原子力災害に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三九）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東日本大震災及び東日本大震災以外の原子力災害等に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則

第一条中「第三十二項」を「第三十三項」に、「及び東日本大震災」を「、東日本大震災」に改め、「原子力災害に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例」の下に「及び防疫業務手当の特例」を加える。

第七条中「及び東日本大震災」を「、東日本大震災」に改め、「原子力災害に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例」の下に「及び防疫業務手当の特例」を加え、同条を第八条とし、第六条を第七条とし、第四条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 条例附則第三十三項の心身に著しい負担を与えるものとして委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）に接して行う診察、検査、治療又は看護
- 二 患者等の移送
- 三 患者等が療養する施設の当該ウイルスによって汚染されている区域において行う業務
- 四 警察職員が行う捜査、被疑者の逮捕、留置施設における看守、被疑者（被告人その他法律により拘禁されている者を含む。）の護送又は遺体取扱作業であって、その対象が患者等である業務

五 前四号に掲げる業務に相当すると人事委員会が認める業務

附 則

この規則は、公布の日から施行し、東日本大震災及び東日本大震災以外の原子力

災害等に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則の規定は、令和二年一月二十八日から適用する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第八号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年七月七日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例）

12 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項において同じ。）に対処するため、緊急に行われた措置に係る業務であつて、心身に著しい負担を与えるものとして管理者が定める業務に従事したときは、防疫業務手当を支給するものとし、その額は、業務に従事した日一日につき三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして管理者が定める業務に従事した場合にあつては、四千円）とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県企業職員給与規程附則第十二項の規定は、令和二年一月二十八日から適用する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第八号

埼玉県病院局職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年七月七日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局職員給与規程等の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項の次に次の一項を加える。

（防疫業務手当の特例）

12 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項において同じ。）に対処するため、緊急に行われた措置に係る業務であつて、心身に著しい負担を与えるものとして別に定める業務に従事したときは、防疫業務手当を支給するものとし、その額は、業務に従事した日一日につき三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして別に定める業務に従事した場合にあつては、四千元）とする。この場合において、第十三条の規定は適用しない。

埼玉県病院局会計年度任用職員の報酬等に関する規程（令和二年埼玉県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

附則第七項の次に次の一項を加える。

（防疫業務手当の特例に相当する報酬）

8 会計年度任用職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項において同じ。）に対処するため、緊急に行われた措置に係る業務であつて、心身に著しい負担を与えるものとして別に定める業務に従事したときは、防疫業務手当の特例に相当する報酬を支給するものとし、その額は、業務に従事した日一日につき三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして別に定める業務に従事した場合にあつては、四千元）とする。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県病院局職員給与規程（次項

において「改正後の給与規程」という。）附則第十二項の規定は令和二年一月二十八日から、改正後の埼玉県病院局会計年度任用職員の報酬等に関する規程附則第八項の規定は令和二年四月一日から適用する。

2 改正後の給与規程を適用する場合には、改正前の埼玉県病院局職員給与規程の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の給与規程の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第六号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年七月七日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例）

15 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項において同じ。）に対処するため、緊急に行われた措置に係る業務であつて、心身に著しい負担を与えるものとして管理者が定める業務に従事したときは、防疫業務手当を支給するものとし、その額は、業務に従事した日一日につき三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして管理者が定める業務に従事した場合にあつては、四千元）とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県下水道局職員給与規程附則第十五項の規定は、令和二年一月二十八日から適用する。

告 示

埼玉県告示第七百四十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県中小企業・個人事業主支援金支給業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部産業労働政策課企画調査担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年5月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区渋谷3丁目25番18号
- 5 契約金額
198,466,730円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告示

埼玉県告示第七百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年七月二日認可した。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

西吉見南部土地改良区

二 事務所所在地

比企郡吉見町

告 示

埼玉県告示第七百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年七月二日認可した。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

矢来用水堰土地改良区

二 事務所所在地

東松山市

告 示

埼玉県告示第七百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年七月二日認可した。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

唐子南部土地改良区

二 事務所所在地

東松山市

告 示

埼玉県告示第七百五十二号

測量計画機関である横瀬町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

横瀬町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

横瀬町全域

四 作業期間

令和二年九月一日から令和三年三月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第七百五十三号

測量計画機関である志木市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

志木市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

志木市全域

四 作業期間

令和二年六月十二日から令和三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百五十四号

測量計画機関である所沢市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

所沢市

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図作成）

三 作業地域

所沢市の一部

四 作業期間

令和二年五月二十八日から令和三年三月十九日まで

告示

埼玉県告示第七百五十五号

測量計画機関である神川町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

神川町

二 作業種類

二級基準点（移設一点）

三級基準点（移設一点）

三 作業地域

児玉郡神川町大字植竹、関口地内

四 作業期間

令和二年七月一日から令和二年九月三十日まで

告 示

埼玉県告示第七百五十六号

測量計画機関である皆野町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

皆野町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）

三 作業地域

皆野町全域

四 作業期間

令和二年五月二十一日から令和三年二月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第七百五十七号

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地処分規程を廃止する告示を次のように定める。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元裕

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地処分規程を廃止する告示
上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百二号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第七百五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元裕

| 埼玉 県知 事第 七号 | 株式会 社 建築 構造 セン ター | 指定 構造 計算 適合 性判 定機 関の 名称 | 変更 事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 年 月 日 |
|----------------------|----------------------------------|--|--|---|---|---|
| | | | 構造 計算 適合 性判 定の 業務 を行 う事 務所 の所 在地 | 本社 東京 都 新宿 区新 宿一 丁目 八番 一号 | 本社 東京 都 新宿 区新 宿一 丁目 八番 一号 | 令 和 二 年 七 月 十 三 日 |
| | | | | 群馬 事務 所 群馬 県高 崎市 八島 町二 百六 十二 番地 | 群馬 事務 所 群馬 県高 崎市 八島 町二 百六 十二 番地 | |
| | | | | 福島 事務 所 福島 県郡 山市 中町 十一 番五 号 | 福島 事務 所 福島 県郡 山市 中町 十一 番五 号 | |
| | | | | 青葉 区本 町二 丁目 十番 二十 八号 | 青葉 区本 町二 丁目 十番 二十 八号 | |
| | | | | 宮城 県仙 台市 | 宮城 県仙 台市 | |
| | | | | 東北 事務 所 | 東北 事務 所 | |
| | | | | 埼玉 事務 所 | 埼玉 事務 所 | |

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号

千葉事務所

千葉事務所

千葉県船橋市

千葉県船橋市

葛飾町二丁目

葛飾町二丁目

四百二番三号

四百二番三号

神奈川事務所

神奈川事務所

神奈川県横

神奈川県横

浜市西区北幸

浜市西区高島

二丁目三番十

二丁目十二番

九号

六号

長野事務所

長野事務所

長野県長野市

長野県長野市

南県町千八十

南県町千八十

二番地

二番地

愛知事務所

愛知事務所

愛知県名古屋

愛知県名古屋

市中区栄四丁

市中区栄四丁

目十四番二号

目十四番二号

三重事務所

三重事務所

三重県四日市

三重県四日市

市浜田町十二

市浜田町十二

番十八号

番十八号

山陰事務所

山陰事務所

島根県松江市

島根県松江市

中原町六番地

岡山事務所

岡山県岡山市

北区内山下一

丁目三番十九

号

広島事務所

広島県広島市

中区八丁堀十

五番六号

香川事務所

香川県高松市

亀井町二番地

一

愛媛事務所

愛媛県松山市

三番町七丁目

十三番十三号

福岡事務所

福岡県福岡市

博多区御供所

町一番一号

佐賀事務所

佐賀県佐賀市

駅前中央一丁

目五番十号

中原町六番地

岡山事務所

岡山県岡山市

北区内山下一

丁目三番十九

号

広島事務所

広島県広島市

中区八丁堀十

五番六号

香川事務所

香川県高松市

亀井町二番地

一

愛媛事務所

愛媛県松山市

三番町七丁目

十三番十三号

福岡事務所

福岡県福岡市

博多区御供所

町一番一号

佐賀事務所

佐賀県佐賀市

駅前中央一丁

目五番十号

告 示

埼玉県告示第七百五十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

別所沼倉庫ほか258施設で使用する電気(低圧電力) 予定使用電力量2,542,503
キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁
目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年3月18日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号

5 落札金額

61,284,316円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年2月4日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年七月七日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月七日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 ふじみ野朝霞線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧新別 |
|---|---------------|-----------------|
| 富士見市鶴馬二丁目三〇七四番 一〇地先から同市鶴馬二丁目三 〇七四番九地先まで | | 区 間 |
| 一一・二三 二一・五八 | 九・七一 一六・七九 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 三二・二二 | | 延長 (メートル) |
| 交差点改良工事によ る | | 備 考 |

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年七月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

令和元年十一月二十八日

指令川建セ第三〇〇〇〇六一号

二 検査済証番号

令和二年七月三日

川建セ第〇二〇〇一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字正南三百七番三、三百十八番一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸百八十四番地十六

鳩山町長 小峰 孝雄

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年七月七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村 宏

一 許可番号

令和二年六月十日

指令越建セ第〇一〇一九二号

二 検査済証番号

令和二年七月二日

越建セ第一一九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字丸屋百番三、百番五、百番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市古久喜九百二十八番地十八 e・l a b o 一〇二号室

安部 佑利子

正 誤

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号（令和二年六月三十日第百十九号）中
訂正

ページ 表中 行

二 指定に係る道路の位置 二

誤

埼玉県児玉郡上里町大字七本木字三軒西前千八百十三番六、千八百十三番一

正

埼玉県児玉郡上里町大字七本木字三軒西前千八百十三番六、千八百十六番一